

令和6年12月吉日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会 長 小金澤 健司

地域プロモーション事業 道央地域分科会
「メディアタイアップ情報発信事業」企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る企画提案を下記のとおり募集します。

記

1 事業名

地域プロモーション事業 道央地域分科会「メディアタイアップ情報発信事業」

2 事業目的

道央圏において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、道央観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、開催しません。

事業内容に関する質問、参加表明は個別にメールにて受付し、速やかに返信します。

4 今後のスケジュール

(1) 質問締切 12月25日(水) 15:00迄メールにて受付

(2) 参加表明 12月27日(金) 15:00迄メールにて受付

(3) 募集締切 1月8日(水) 12:00迄メールにて受付

(4) 採択結果通知 1月10日頃を目途にメールにて可否を通知します。

※企画提案書は下記提出先まで、データ(PDF)にて提出すること。

〈お問合せ先〉

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 観光戦略部

TEL: 011-231-2900 FAX: 011-232-5064

担当: 生川宛 y_narukawa@visithkd.or.jp

以上

地域プロモーション事業 道央地域分科会
「メディアタイアップ情報発信事業」募集要項

1 事業目的

道央圏において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、道央観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

2 助成対象者

在札テレビジョン放送局（地上波放送のみ）

札幌市内に本社を置くテレビ放送を行う放送局（代理店、支社等含む）

上記以外のテレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む）

3 取材対象期間 令和7年1月（契約後）～令和7年3月7日（金）

4 対象露出期間 令和7年1月（契約後）～令和7年3月7日（金）

5 助成対象および金額

取材経費（宿泊費、交通費、体験取材費等、編集費等）を対象とする。

【対象者/金額】

①在札テレビジョン放送局（代理店、支社等含む）上限額 1,500千円（税込）

②上記以外のラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む）上限額 500千円（税込）（※企画提案は①②とも1社1提案とする）

6 選定方法と採択数、事業者の選定方法

ヒアリングは実施せず、あらかじめ当機構が設置した審査会において企画提案書の書類審査を行い選定する。採択総額は、2,000千円（税込）を予定とする。

①在札テレビジョン放送局（代理店、支社等含む） 1 媒体

②上記以外のラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む） 1 媒体

7 企画提案の内容、テーマ等

次の(1)～(4)の条件を満たす企画であること。

(1) 北海道民&公式予約限定・HOKKAIDO直割（※）サイトに誘引させる企画

(2) 道民が道央圏の観光地に宿泊旅行したくなる旅のイメージを想起させる企画

(3) テレビ、ラジオ、紙面やwebなど各メディア単体での展開のみならず、提案媒体のタイアップ企画等の周知・拡散など、ホームページ、webページ、SNS等を活用し複合的な露出かつ定量測定できる企画とすること。

(4) 効果測定について

本事業にて取材を行った当該記事等のPV数、SNSのリーチ数やエンゲージメント、プレゼント応募数など、事業効果の測定が可能なK P I について目標とする数値を企画提案書内に明記すること。

(5) 取材対象素材について

北海道民&公式予約限定・HOKKAIDO直割に掲載されている道央圏の宿泊施設のみならず、周辺の観光地などもP Rすること。

<https://www.visit-hokkaido.jp/dominwari/>

(6) その他

編集にあたっては、イメージキャラクターとして北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を必ず活用すること。各ロゴ素材は機構と協議の上掲載すること。

(※HOKKAIDO直割とは：(一社)日本旅館協会北海道支部連合会、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、(一社)日本ホテル協会北海道支部会が閑散期となる、11月1日から令和7年3月末まで、道民への感謝を込めて、北海道在住者であることを条件に宿泊料金の割引や特典を得られる、道民道内宿泊旅行促進キャンペーン)

8 企画提案応募条件

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ①法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと
 - ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

9 選定基準

- コンセプトの理解度

道民が道央圏での宿泊旅行を想起させる内容であるか

●企画力

上記コンセプトを具現化する企画となっているか

興味を引く切り口、取材地域、取材スポット等が取り入れられているか

●媒体力

提案媒体の量（放送時間・発行部数・発行エリア、webのPV数、SNSのフォロワー、リーチ数やエンゲージメント等）、質（対象顧客層への深耕度・継続性等）を総合評価
提案内容の総ページ数や記事数、想定される対象顧客層総数などを総合評価

●経済合理性

企画提案の広告換算価値が、2倍以上であるか。

●採択通知

令和7年1月10日（金）を目途に、メールにて採否を通知する。

10 公募申請提案に必要な書類

下記書類をデータにて提出すること。

(1) 企画提案書【様式1】

上記様式1のほか、下記①～⑦の内容を10枚以内にまとめ、データ（PDF）として、電子メールにて送付すること。

①媒体名

②媒体の概要が分かる資料（発行部数／放送エリア、読者／視聴者データなど）

③掲載時期／放送時期

④ページ数／放送時間帯・尺等

⑤特集テーマ・企画内容・KPI

⑥取材場所、取材時期、取材人数（可能な限り取材行程表を提示すること）

⑦提案した企画の広告換算値（広告料金、スポットCM料金を元に算出すること）

(2) 見積書（PDFデータ送付）

取材費（宿泊費、交通費、体験取材費等）、制作費等を明記すること

11 提出期限 令和7年1月8日（水）12:00迄

12 提出先

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部観光戦略部

担当：生川 TEL 011-231-2900 メールアドレス：y_narukawa@visithkd.or.jp

13 採択後の手続き

(1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して見積書及び本紙を郵送すること。

(2) クレジット表記や事実確認のため、放送、掲載前に校正を提出すること。

1 4 事業完了後の手続き

- (1) 記事掲載後、当機構が定める様式による**完了報告書【様式2】**および実績報告書（鑑文、要代表印）、任意の様式による報告書本文を作成すること。
- (2) 成果品（掲載媒体）を最低2部提出すること。
- (3) 各種広告媒体を活用したPRの詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、WebサイトPV数等）を記載すること。
- (4) ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能なものを提出すること（URL提示のみは不可）。
- (5) テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはUSBによる提出とする。完了報告書・成果品の提出とともに請求書（経費明細書含む）を発行すること。
- (6) 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

1 5 その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②をいう。
 - ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことができない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (4) この募集要項に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。